

市長メッセージ No. 48

3月6日まで、まん延防止等重点措置・県非常事態宣言が延長
～ オミクロン株に対応した感染防止対策の徹底を！

県全域に適用されているまん延防止等重点措置、福島県非常事態宣言が3月6日まで延長されることになりました（図1）。

県全体、福島市ともに、新規感染者は、2月初旬に比べ減少しているものの、連日クラスターが頻発し、第5波ピークの数倍に相当する水準で高止まりしています。保育所・幼稚園や学校から家庭内感染につながる連鎖が止まらず、高齢者施設や医療機関等に波及する危険性が高まっており、依然、予断を許さない状況が続いています。

感染力が非常に強いオミクロン株では、いつ感染したか推測できない感染例が多く、また、休憩時間の喫茶・懇談など回避可能な場面からクラスターが発生する事例も見受けられます。基本的な感染防止対策を徹底するとともに、マスクなしの会話、混雑した場への出入り、大人数・長時間の飲食、不要不急の県外移動など感染リスクの高い場面はできる限り避けていただきますようお願いします。

また、オミクロン株は、感染してから次の人に感染するまでの期間が2日と短くなっており、感染した方が集団に入ると、すぐに多数の方に拡大してしまう事例が多くなっています。少しでも症状がある方は、出勤や登校を控え、症状の軽い方は、まず受診相談センター（0120-567-747）やかかりつけ医に電話相談をお願いします。症状のある方がいる家庭では、図2を参考に、家庭内で感染を広げない対策を徹底してください。

「市民の皆さまに特にお願いしたいこと」に沿って、感染防止対策の徹底をお願いします。

感染拡大の早期抑制のためには、ワクチンの3回目接種の推進が重要です。しかしながら、1、2回目と異なるワクチンへの不安からか、武田／モデルナ社製ワクチンの予約枠は今もかなりの空きがある状況が続いています。現在使用されているワクチンは、高い安全性と効果が確認されており、私も、本日、防災・減災等にあたる危機管理中枢職員として、接種促進も兼ね、公開の場で、武田／モデルナ社製ワクチンの接種を行いました。（1・2回目はファイザー社製でした）

高齢者の皆さまには、接種券に記載された予約開始日をご確認いただき、ワクチンの種類に関わらず、予約開始になったら、できる限り速やかに予約をとり、接種を受けていただきますようお願いします。

なお、予約は円滑にとることができますが、電話予約、スーパーや郵便局の予約については、朝方に集中しますので、朝方はできる限り避けてください。

令和4年2月18日

福島市長 木幡 浩

【市民の皆さまへ特にお願いしたいこと】

- ①基本的な感染対策を徹底してください。（不織布等防御力の強いマスク、こまめな手洗い・消毒、十分な換気など）
- ②リスクの高い場面を作らないようにしてください（マスクなし会話、混雑した場への出入り、大人数・長時間の飲食、県をまたぐ不要不急の移動など）。
- ③少しでも症状のあるときは出勤や登校を控えてください。

- ④軽い症状の方は、まず受診・相談センター（0120-567-747）やかかりつけ医に電話相談してください。
- ⑤症状のある方がいる家庭では、家庭内での感染を広げない対策を徹底してください。
- ⑥無症状で気になる方は、薬局等での無料検査をご利用ください。
- ⑦感染対策が徹底されていない飲食店、時短営業以降の飲食店の利用を自粛してください。
- ⑧新型コロナワクチン接種は、ワクチンの種類に関わらず予約開始になったらできる限り速やかにお願いします。

図1 福島県まん延防止等重点措置等	
区域 期間	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、南相馬市 令和4年1月27日(木)～3月6日(日) 上記5市を除く県全域 令和4年1月30日(日)～3月6日(日)
県民向け	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮の要請時間以降、飲食店にみだりに出入りしないでください。 ・感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛してください。 ・感染リスクの高い行動は控えてください。(例:不要不急の都道府県間の移動、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食等) ・基本的な感染対策の徹底をしてください。(例:3密を回避、マスクの着用、こまめな手指消毒や換気など)
飲食店等 ※営業時間の短縮に応じた場合、協力を支給	<p>【認定店】次の①または②のいずれかとしてください。</p> <p>① 営業時間の短縮:5時～21時まで 酒類の提供は20時まで ② 営業時間の短縮:5時～20時まで 酒類提供自粛(終日)</p> <p>【非認定店】 営業時間の短縮:5時～20時まで 酒類提供自粛(終日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の短縮に応じた場合、協力を支給 ・同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を避けてください。 ・特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。
飲食店以外	<p>【対象】延床面積1,000㎡超の特定大規模施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入場者が密集しないよう、入場者の整理誘導・人数管理・人数制限を行ってください。 ・特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。
すべての事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、人と人との接触機会の低減にご協力ください。 ・職場内の感染防止対策を徹底してください。 ・事業継続計画(BCP)の再確認や策定をお願いします。(協力金対象事業者以外で、本措置により影響を受けた中小法人等に一時金を支給)
イベント	<p>【感染防止安全計画を策定し県の確認を受けた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数上限20,000人かつ収容率100% (大声なしが担保されることが前提です) <p>【左記以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数上限5,000人かつ収容率上限50%(大声あり)・100%(大声なし) ・主催者等が感染防止策等を記載したチェックリストを作成して公表 <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等の開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底してください。 ・広域な移動に伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合は、県に事前に相談ください。
その他の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○大学・専門学校……感染リスクの高い活動(例:感染防止対策が徹底できないサークル活動、大人数での懇親会など)を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。 ○小・中・高等学校……感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染拡大防止対策を徹底してください。 ○医療機関、高齢者・障がい(児)者・児童施設……感染防止対策に見落としがないか、改めて確認してください

※「ワクチン・検査パッケージ制度」および「対象者全員検査」による制限緩和は行いません

図2

家庭内で感染を広げないための4+4つのポイント

